

# 下関市立大学厚生・体育施設等運営委員会規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 70 号

改正 平成 20 年 7 月 29 日規程第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学の運営組織等に関する規程第 15 条に基づき、下関市立大学に附置されている厚生会館、学友会館、体育施設等の円滑な管理・運営を審議するために設置される下関市立大学厚生・体育施設等運営委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項等)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 次に掲げる施設（以下「施設」という。）の管理運営に関すること。

ア 厚生会館

イ 学友会館

ウ 健康・スポーツセンター

エ グラウンド

オ 学友会館武道場

カ テニスコート

キ トレーニング室

ク クライミング場

ケ 音楽練習室

コ 弓道練習場

サ その他委員会が必要と認めた施設

(2) 施設の維持管理及び改善に関すること。

(3) その他委員会が必要と認めたこと。

2 施設の使用については、別に定める。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 学部長

(2) 健康・スポーツ科学担当教員 1 名

(3) 下関市立大学学生委員会委員 1 名

(4) 学生代表 3 名

(5) 学生支援班長

(任期)

第4条 前条第1号、同条第3号及び同条第5号の委員の任期は、その職にある期間とする。

2 前条第2号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 前条第4号の委員の選出及び任期は、学友会に付託する。

4 委員が任期途中で退任した場合は、速やかに補充する。

5 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員会の委員長は、学部長をもって充てる。

3 委員長は、委員長に事故があるときに職務を代行させる委員をあらかじめ指名する。

(委員長等の責務)

第6条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、前条第3項に基づき指名された委員がその職務を代行する。

(議事)

第7条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第9条 委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、学務グループ学生支援班において行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月29日規程第37号）

この規程は、平成20年7月29日から施行する。